

「日中一時支援」サービスの利用について

◎サービス内容

障害のある方の日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に滞在するものです。

◎対象者

- ◆ 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- ◆ 就学児以上の障害児

◎対象内容

- ◆ 介護者の疾病、事故などで、家庭での介護が一時的に困難になった場合
- ◆ 介護者の休養が必要な場合

◎利用者負担金

- ◆ 次項「◎単価・算定基準」の単価の原則10%の額を、事業所にお支払いいただきます。
- ◆ なお、生活保護世帯および市町村民税非課税世帯については利用者負担なしとなります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

- ◆ 上限額の設定、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限管理は行ないません。
- ◆ 負担上限月額適用期間の途中で、世帯の構成や所得が変わった場合には、利用者負担割合が変更となる可能性があります。詳しくは、障害福祉課(☎042-438-4034)へお問い合わせ下さい。

◎単価・算定基準

利用時間区分による算定日数と単価は次のとおりです。

時間区分	4時間以下	4時間を超える～ 8時間以下	8時間を超える
算定日数	1/4日	1/2日	3/4日
単価	2,500円	5,000円	7,500円

▲月

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

- ◆ サービス申請後に交付される利用者管理表に記載される支給量のイメージは上図の通りです。

◎支給量

前項「◎単価・算定基準」にある算定日数に基づき、一人当たりひと月合計7日の利用ができます。

＜例＞3時間の利用を4回行った場合

前ページ「◎単価・算定基準」表により、「4時間以下」の算定は「1/4日」なので、これを4回使うと「 $1/4 \times 4 = 1$ 」でつまり「1日」利用したということになります。

- ◆ 利用者が「短期入所」の支給も受けている場合は、「日中一時支援」と「短期入所」は、それぞれ7日/月ご利用いただけます。
- ◆ 利用日数の管理は支給決定時にお渡しする「日中一時支援（日帰りショートステイ）利用者管理表」により行ないます。

＜利用例＞

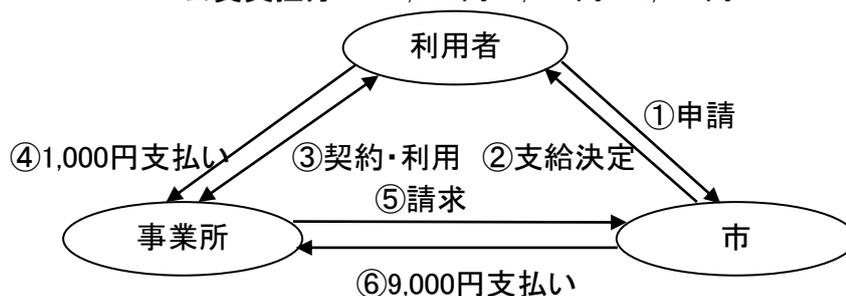
*「日中一時支援」で3時間の利用を4回行った場合（課税世帯）

前ページ「◎単価・算定基準」表により、「4時間以下」の算定は「1/4日」なので、単価は2,500円となります。

総費用…2,500円/回 × 4回 = 10,000円

利用者負担金…10,000円 × 0.1 = 1,000円

公費負担分…10,000円 - 1,000円 = 9,000円



日中一時支援事業利用可能事業所（登録順・平成27年1月以降利用実績のある事業所）
（平成30年10月1日現在）

名称	所在地	電話	FAX
ヘルパーステーションウーノ	西東京市住吉町 3-12-19	042-424-7775	042-439-4487
桜町ショートステイ	小金井市桜町 1-2-20	042-383-4111	042-386-2611
肢体不自由児・者友の会 ととろ	西東京市芝久保町 1-25-16-101	042-450-0991	042-451-7115
自立援助センター ログハウス	東久留米市神宝町 2-11-11	042-472-2199	042-478-2199
Pippi(ピッピ)	西東京市保谷町 5-6-21-202	042-450-1139	042-497-6185
夢スユア	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203	042-439-9619	042-457-4969
ほうや福祉作業所	西東京市ひばりが丘 3-1-23	042-461-9816	042-469-3608
たまみずきハウス	西東京市北原町 1-38-2-2 階	042-497-4899	020-4664-2595
メンバーシップむさしの	武蔵野市緑町 2-1-6 レストラン武蔵野 1F	0422-39-8753	0422-39-8754

※事業所により対象としている利用者が異なります(身体・知的・成人・児童)。事業所に直接ご確認ください。

※上記以外に、現時点で8ヶ所の事業所があります。詳細につきましては、障害福祉課までお問い合わせください。

2018.10